

■次の特約は、令和元年10月1日以降保険始期の契約に適用されます。

精神保健福祉士特別約款（特別約款コードG7）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において第2条（業務の範囲）に規定する業務を遂行することにより発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特別約款に従い、保険金を支払います。

第2条（業務の範囲）

この特別約款において対象とする業務は、精神保健福祉士の資格を有する者が行う精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条（定義）に規定する業務に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が業務を行う施設もしくは設備（業務遂行中に直接使用しているものを除きます。）または自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ② 名誉毀損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- ③ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ④ 業務の遂行につき所定の資格および登録を受けていない者が遂行した業務に起因する損害賠償責任

第4条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、次のいずれかに該当する場合に限り、保険金を支払います。

- ① 事故が他人の身体の障害であった場合
普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）に規定する保険期間中に他人の身体の障害が発見された場合
- ② 事故が他人の財物の損壊であった場合
普通保険約款第4条に規定する保険期間中に他人の財物の損壊が発生した場合

第5条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、他人の身体の障害が発生したことを知った場合は、普通保険約款第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）に規定する事項のほか、事故発見の日時を、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

第6条（1回の事故の定義）

- (1) 支払限度額または免責金額の適用にあたり、1回の事故とは、同一の原因または事由に起因して生じた一連の事故をいいます。
- (2) 同一の被害者に対して行った一連の業務は、本条（1）に規定する同一の原因または事由にあたるものとします。
- (3) 本条（1）の一連の事故は最初の事故が発見された時にすべて発見されたものとします。

第7条（代位）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づき移転する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するもの限り、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって事故が生じた場合は除きます。

第8条（普通保険約款の読み替え）

事故が他人の身体の障害であった場合、この特別約款については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）および第22条（追加保険料領収前の事故）の規定中「生じた事故」とあるのは、「発見された事故」
- ② 第7条（告知義務）（3）の③の規定中「事故が発生する前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- ③ 第7条（5）および第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）の規定中「事故の発生した後」とあるのは「事故の発見された後」
- ④ 第7条（6）、第8条（通知義務）（4）および（5）ならびに第15条（3）の規定中「発生した事故」とあるのは「発見された事故」

第9条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。